

大和市告示第202号

大和市公衆浴場燃料価格等高騰対策支援金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年12月27日

大和市長 古谷田 力

大和市公衆浴場燃料価格等高騰対策支援金事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市公衆浴場燃料価格等高騰対策支援金事業実施要綱（令和5年大和市告示第125号）の一部を次のように改正する。

第3条中「同年9月30日」を「令和6年3月31日」に改める。

第5条第2項に次の3号を加える。

(3) 第3期 令和5年10月1日から同年12月31日まで

(4) 第4期 令和6年1月1日から同年2月29日まで

(5) 第5期 令和6年3月1日から同月31日まで

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

燃料等の区分	単価	
	第 1 期及び第 2 期	第 3 期から第 5 期まで
重油	1 リットル当たり 8. 0 円	1 リットル当たり 1 7. 1 円
灯油	1 リットル当たり 6. 3 円	1 リットル当たり 1 6. 7 円
都市ガス	1 立方メートル当たり 3 8. 2 5 円	1 立方メートル当たり 3 8. 2 5 円
L P ガス	1 立方メートル当たり 8 6. 7 円	1 立方メートル当たり 9 1. 4 円
電気	1 キロワット当たり 0. 7 1 円	1 キロワット当たり 0. 7 1 円

## 附 則

この要綱は、公表の日から施行する。